99-21

問題文

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」によって規制されている第一種特定化学物質はどれか。1つ選べ。

- 1. 塩化トリフェニルスズ
- 2. トリクロロエチレン
- 3. ポリ塩化ビフェニル
- 4. ポリ塩化ジベンゾフラン
- 5. ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン

解答

3

解説

第一種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性を持ち、かつ、長期毒性 or 慢性毒性を有する物質で指定を受けたものです。PCB によるカネミ油症事件が契機となり制定された 化審法 により、指定されています。第一種特定化学物質は、全部で H24 年度時点で 28 種指定されています。

代表的なものは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン、ビスオキシドなどです。

ちなみに、似た名前でしっかり覚えておくとよいのは、第二種特定化学物質(高蓄積性は、ない。)のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭です。

選択肢1ですが

トリフェニルスズは、内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の一種です。第一種特定化学物質ではありません。よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 ですが

トリクロロエチレンは、第二種特定化学物質です。第一種特定化学物質ではありません。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3 は、正しい記述です。

選択肢 4.5 ですが

これらはダイオキシン類です。第一種特定化学物質ではありません。ダイオキシン類は、特別な措置法により規制されています。よって、選択肢 4,5 は誤りです。

以上より、正解は3です。